

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十六号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和二十三年広島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第十八条 法第三十条の規定により市町が一時 繰替支弁した費用を請求する場合は、当該市 町の長は、別記様式第十四号による請求書に 証拠書類を添えて知事に提出しなければならない。</p>			
<p>第十八条 法第二十九条の規定により市町が一 時繰替支弁した費用を請求する場合は、当該 市町の長は、別記様式第十四号による請求書 に証拠書類を添えて知事に提出しなければな らない。</p>			
<p>別表第二（第十二条関係）</p>		<p>別表第二（第十二条関係）</p>	
職別	種別	旅費	旅費及び 宿泊料
医師及び 歯科医師	一人一日 当たり	職員の旅 費に關す る条例（ 昭和二十 八年広島 県条例第 二十三号 ）に定め る旅費に 相当する 額	一人一日 当たり
薬剤師、 診療放射 線技師、 臨床検査 技師、臨 床工学技 士及び歯 科衛生士	一人一日 当たり		一人一日 当たり
保健師、 助産師、 看護師及 び准看護 師	一人一日 当たり		一人一日 当たり
救急救命 士	一人一日 当たり		一人一日 当たり
土木技術 者及び建 築技術者	一人一日 当たり		一人一日 当たり
大工	一人一日 当たり		一人一日 当たり
		(略)	(略)

(略)	とび職	左官	内 〇〇円以
	一人一日 当たり	一人一日 当たり	内 〇〇円以
(略)	とび職	左官	内 〇〇円以
	一人一日 当たり	一人一日 当たり	内 〇〇円以

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第7号 (第8条関係)

(表) (略)

(裏)

災害救助法抜粋

第10条 (略)

第34条 (略)

様式第8号 (第9条関係)

(表) (略)

(裏)

従事令書の交付を受けた者の心得

1-4 (略)

5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第32条の規定により6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。

改正前

様式第7号 (第8条関係)

(表) (略)

(裏)

災害救助法抜粋

第10条 (略)

第33条 (略)

様式第8号 (第9条関係)

(表) (略)

(裏)

従事令書の交付を受けた者の心得

1-4 (略)

5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第31条の規定により6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和二年七月四日から適用する。